

男鹿市規則第19号

男鹿市単独運行バス条例施行規則の一部を改正する規則
男鹿市単独運行バス条例施行規則（平成22年男鹿市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>男鹿市単独運行バス定期乗車券購入申込書</p> <p>次のとおり定期乗車券の購入を申し込みます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申込日</th><th>年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="7">購入者</td><td>氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です</td></tr><tr><td>生年月日等 年月日生歳</td></tr><tr><td>住所</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr><tr><td>通学の場合は学校名と学年</td></tr><tr><td>使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月</td></tr><tr><td>該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※</td></tr></tbody></table> <p>【継続発売時】・適用期間満了日の7日前から購入出来ます。 ・旧定期券のご提示をお願いします。</p> <p>【新規発売】・適用期間開始日の7日前から購入出来ます。</p> <p>【※必要書類】・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、継続発行及び新規発行時に手帳の提示が必要となります。</p>	申込日	年月日	購入者	氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です	生年月日等 年月日生歳	住所	電話番号	通学の場合は学校名と学年	使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月	該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※	<p>男鹿市単独運行バス定期乗車券購入申込書</p> <p>次のとおり定期乗車券の購入を申し込みます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申込日</th><th>年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="7">購入者</td><td>氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です</td></tr><tr><td>生年月日等 年月日生歳</td></tr><tr><td>住所</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr><tr><td>通学の場合は学校名と学年</td></tr><tr><td>使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月</td></tr><tr><td>該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※</td></tr></tbody></table> <p>【継続発売時】・適用期間満了日の7日前から購入出来ます。 ・旧定期券のご提示をお願いします。</p> <p>【新規発売】・適用期間開始日の7日前から購入出来ます。</p> <p>【使用料の免除】・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、バス使用料の減額(50%)を受ける場合は、継続発行及び新規発行時に手帳の提示が必要となります。</p>	申込日	年月日	購入者	氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です	生年月日等 年月日生歳	住所	電話番号	通学の場合は学校名と学年	使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月	該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※
申込日	年月日																				
購入者	氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です																				
	生年月日等 年月日生歳																				
	住所																				
	電話番号																				
	通学の場合は学校名と学年																				
	使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月																				
	該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※																				
申込日	年月日																				
購入者	氏名 印 ※氏名を自署した場合は押印不要です																				
	生年月日等 年月日生歳																				
	住所																				
	電話番号																				
	通学の場合は学校名と学年																				
	使用開始日及び期間 □1ヶ月 □3ヶ月 □6ヶ月																				
	該当区分 (右記選択) □一般・学生・生徒 □小児・障がい者※																				

改正後	改正前
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。